

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の退職手当に関する規程（昭和55年新潟県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(退職手当) 第2条 職員の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の例による。 <u>2 前項の規定にかかわらず、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師の退職手当については、別に定めるところによる。</u>	(退職手当) 第2条 職員の退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号。 <u>以下「条例」という。</u> ）の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。